

## 令和7年度 焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議 議事録

日時 令和8年2月13日(金)午後6時30分～

会場 焼津市総合福祉会館 多目的ホール

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 委員紹介
- 5 正副会長の選出
- 6 議事

(小林会長)

議長を務めさせていただきます小林です。委員の皆様には会議の円滑な進行にご協力をお願いします。それではこれより議事に入ります。

はじめに、(1) 成果目標に対する進捗状況について、市及び社会福祉協議会より説明をお願いします。

(平岡健康福祉部次長兼地域福祉課長)

地域福祉課の平岡です。よろしく申し上げます。

はじめに、現在の第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画と本会議について簡単にご説明させていただきます。本日お手元に配付させていただきました冊子が第4次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画で薄い冊子が計画の概要版となります。この計画は本市の地域福祉に関する理念や取組の方向性を示す総合的な計画として、「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に取りまとめたものとなります。本計画は計画期間を令和3年度から令和8年度の6年間、基本理念を「地域で育てる 支え合う ふだんの 暮らしの しあわせづくり」とし、障害の有無や年齢、性別などに関わらず、お互いに協力し尊重し合いながら地域をともに創る、地域共生社会の実現を目指して、基本目標、具体的な取組等をこの計画に示しています。本推進会議は施策・事業の進捗状況の評価をいただき、今後の取組に反映させるものとして設置していますので、本日につきましては成果指標の進捗状況をご説明させていただきます皆様からご意見をいただければと思います。

それでは、進捗状況の説明をさせていただきますが、本日は時間も限られていますので、第4次計画で重点項目としている成果目標の進捗状況をご説明させていただきます。なお、基本目標の目標値については令和5年度に中間見直しを行い、令和6年度以降の目標値を変更しているものもあります。変更後の成果目標の一覧は本日配付させていただいた計画書の冊子に挟み込んでありますのでご承知おきください。

それでは、私からは市が関係する項目についてご説明させていただきます。

資料は2ページをお願いします。初めに、上段のNo.3「コミュニティ・スクール導入学校数」についてです。コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置した学校を指します。学校教育課では令和5年度に全ての中学校区で導入しました。学校と地域が連携・協働し、当事者意識を持って子どもの成長を支えるコミュニティ・スクールを目指しています。令和6年度の取組としましては市主催の研修会にてコミュニティ・スクールマイスターの話や聞いたり情報交換したりする機会を設定しました。導入2年目の

地区が多く、各学校で模索しながら進めているため、今後も研修会等で情報提供を行うとともに、地域学校協働活動として実際に活動を支えてくださる人材を増やすため、広く周知していきたいと考えています。

次に、下段のNo.4「認知症サポーター人数」についてです。地域包括ケア推進課では認知症の方が地域で安心して暮らせるよう、市民や企業など幅広い年代を対象に認知症サポーター養成講座を開催することで認知症に関する理解のあるサポーターの増加に取り組んでいます。令和6年度は31回の講座を開催し758人が受講をしました。31回の講座の内訳は一般市民向けが大半でしたが、若者に対し、市内小学校2校、市内高校2校、企業に対しても1社、実施をすることができました。実績については令和8年度に16,029人の累計受講者数の達成に向け、毎年度754人以上に受講してもらえよう取り組んでいきます。

次に、資料12ページをお願いします。下段のNo.20「居場所開設数」についてです。こちらも地域包括ケア推進課において、高齢者の地域での交流や介護予防の取組の場となる居場所づくりを進めており、令和6年度は1か所新設され、また、担い手発掘の目的で社会福祉協議会により居場所づくり講座が開催され、その受講者を市で「居場所づくり推進員」に任命しました。令和8年度までに53か所の住民主体の居場所が創設されるよう、毎年の居場所づくり講座の開催に加え、生活支援コーディネーターの地域住民へのアプローチ等を進めていきます。

次に、資料15ページをお願いします。下段のNo.24「個別計画を作成している避難行動要支援者数」です。地域福祉課ではこの指標に関する事業として、災害時に自力での避難が難しい方を避難行動要支援者として、その方お一人お一人に対して避難支援の計画となる個別計画の作成を進めています。また、避難行動要支援者の情報を取りまとめた避難行動要支援者名簿を毎年度更新しています。令和6年度の取組としては自治会及び民生委員児童委員の協力を得て個別計画の作成を進めるとともに、避難行動要支援者名簿の更新を行いました。また、避難行動要支援者との関わりの深い介護職や障害者団体の方に対し、研修会や会議の場を利用して市の取組の説明を行い、計画作成の必要性について周知しました。実績値については令和6年度末現在、個別計画作成者が1,818人となり、目標を達成している状況です。今後も引き続き、個別計画作成の必要性を周知し、個別計画作成と名簿を適切に更新していくこととしています。

次に、資料24ページをお願いします。上段のNo.39「就労支援を行った生活保護受給者の就職率」です。地域福祉課ではこの指標に関する事業として、生活保護受給者に対し、ハローワークと連携して求人先の紹介や面接技法の指導等の就労支援を行っています。令和6年度の取組実績としては18人の参加者中、7人が就職し、達成率は38.9%となりました。また、そのうち2人は生活保護が廃止となり、自立することができました。ただ、令和6年度から目標値を15%から50%に変更しており、目標とする50%には到達しませんでした。今後も生活保護受給者へのきめ細やかな就労支援を実施し、自立の促進を図っていきます。

以上、市の成果目標に対する進捗状況についての説明とさせていただきます。

(神谷焼津市社会福祉協議会地域づくり課長)

社会福祉協議会神谷です。よろしくをお願いします。

それでは、社協関係の項目についてご説明させていただきます。

はじめに、1ページをお願いします。下段のNo.2「出前講座の実施回数」についてです。社協では、市内の小中学校において進める福祉教育が円滑に進むよう、講師の派遣等を行っています。また、地域においても住民が参加する研修等に講師を派遣しています。令和6年度は、33回の出前講座を開催しましたが、中間見直しにより目標値を上方修正したことに伴い、達成率は82.5%となっています。また、参加人数は2,352人で目標値に対し117.6%となりました。出前講座の多くは小中高校や地域からの依頼で実施するもので、小中学校については延べ30回、2,266名に対して行いました。内容としては「福祉について」、「障害の体験」、「障害当事者からの講話」、「点字体験」、「市内にあ

る高齢者施設などの社会福祉法人による講話」をテーマとして実施しました。

地域では市民児協地域福祉部会、ミニデイ塩津さくら会からの依頼により「能登半島地震の職員派遣について」と称して、能登災害ボランティアセンターでの取組の様子の出前講座や「ボランティア活動について」の講話を行いました。

次に、10 ページをご覧ください。No.17「ささえあい協議体(第2層ささえあい協議体)の実施地区割合」です。これは介護保険にある生活支援体制整備事業からくるもので、社協では焼津市から第二層生活支援コーディネーター業務委託を請け負い、中学校区毎に生活支援コーディネーターを配置し、地域ささえあい協議体を開催しています。協議体では高齢者の介護予防や社会参加の視点から、高齢になっても元気でいつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の特性に合わせた支え合い活動として、焼津ころばん体操の場づくり、買い物等の外出する機会の創出、生活支援サービスの創出等の話し合いを行います。令和6年度は協議体を市内9地区において36回開催しました。また、居場所づくり講座を開催し通いの場づくりを進め、居場所1ヶ所、社会福祉法人の協力による外出支援活動1ヶ所、焼津ころばん体操の場9ヶ所を開設しました。中間見直しにおいて目標値を実施回数から協議体実施地区の割合に変更し、市内全中学校区での開催を目指すこととし、今年度、大井川地区で開催したため100%となりました。資料の修正をお願いしたいのですが、評価については「十分取り組めた」とさせていただきました。

次に、11 ページをお願いします。No.18「焼津市社会福祉法人連絡会開催回数」です。事業概要は焼津市社会福祉法人連絡会において、社会福祉法人の協働事業や公益的な取組についての協議、検討を行うもので、市内の社会福祉法人が制度や分野の垣根を超えて連携し、地域公益活動等に取り組むことで地域共生社会の実現に寄与することを目的に設置しているものです。令和6年度は連絡会を2回開催し達成率は40%でしたが、3つの分科会を設置し、地域貢献活動、職員の人材育成、福祉教育を通じた将来的な福祉人材育成の協議等を行っていました。また、職員の人材育成として、各法人の中堅職員を対象にストレスマネジメント研修を2回構成で実施し、51人、延べ91人の参加がありました。

次に、20 ページをお願いします。No.32「ふくしなんでも相談対応件数」についてですが、社協の相談室における相談と電話による相談事業になります。令和6年度は404件で達成率は98.5%でした。相談経路は本人やご家族から直接が96%で、相談内容は貸付希望や生活困窮などの経済的な相談や精神的な不安から話を聞いてほしいという方が8割以上を占めています。対応方法としては適切な関連機関へつなぐことに加え、傾聴による支援が重要になっています。

以上、社会福祉協議会の説明とさせていただきます。

(小林会長)

事務局からの説明が終わりました。それでは事業の進捗状況に関しまして、ご質問、今後の取組や課題に対するご意見等がございましたらお願いします。

(西川委員)

No.24について、避難行動要支援者避難支援計画、個別計画の作成の推進と避難行動要支援者名簿の更新を行うと説明いただきましたが、個別計画の作成と名簿の更新はどのように管理されていますか。

(前島重層的支援推進室主幹)

個別計画は民生委員児童委員の協力を得て作成し、民生委員児童委員から市に個別計画が提出され、市でその情報をシステムに入力し、個別計画と名簿ともにそのシステムで管理しています。

(西川委員)

市が一元的に管理しているということですか。

(前島重層的支援推進室)

そのとおりです。

(阿部委員)

No.32「ふくしなんでも相談対応件数」について、ご本人や家族からの経済的な相談が多いというご説明でしたが、相談員の方は何人で対応されていますか。また、適切な機関につなぐと説明がありましたが、実際はどのような機関につなぐことが多かったのでしょうか。障害者の方からの相談に対しては障害の支援事業所等に繋がるケースがありましたか。

(五十右地域づくり課主幹)

経済的な相談については、貸付を受けたいという相談が多いですが、対象にならない方も多い状況です。対象にならなかった方については市の生活困窮者自立相談の窓口にお繋ぎしています。障害の関係の相談は多くはありませんが、基本的には関係機関に繋ぐことを目的としていますので障害の窓口にお繋ぎしますが、精神的不安を抱えている方の場合には「お話を聞いてもらうだけでいいよ」という方もいます。相談員の人数については基本的に常勤職員5名で対応しています。

(阿部委員)

No.31「日常生活自立支援事業契約数」について、件数が少しずつ減っているという状況だと思いますが、近隣の藤枝市や島田市と比較して焼津市はどうでしょうか。

(五十右地域づくり課主幹)

正確な数字は持ち合わせていませんが、件数については近隣市町とはほぼ同じか少し多い状況だと思います。焼津市では令和3年度が62件、それ以前は70件ぐらいで推移していき、その当時は近隣市と比較して契約数が多い状況でした。ただ、本人がお亡くなりになったことや成年後見制度への移行などを理由に解約があり、資料に記載があるとおり10件程度減っておりますが、他市と比較し少ない状況ではないと認識しています。

(小林会長)

他にご質問はありますでしょうか。

質疑がないようですので次に移ります。

続きまして、(2)消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)についてです。令和6年度に重層的支援体制整備事業実施計画策定に伴い、本会議が重層的支援体制整備事業の協議会及び評価の場となっていることからあがっている議題です。

事務局より説明をお願いします。

(進藤くらし安全課長)

焼津市役所くらし安全課長の進藤です。よろしく申し上げます。

消費者安全確保地域協議会について説明をさせていただきます。それでは、資料の1ページ目をご覧ください。消費者安全確保地域協議会についての説明となります。消費者安全確保地域協議会は消費者安全法で規定されており、高齢者や障害のある方などの消費生活上特に配慮を要する消費者に対する悪質商法の手口が複雑化・巧妙化していることを踏まえ、本人からの相談を待つのではなく、消費者被害に巻き込まれないように地域の様々な主体が各関係機関に適切につなぐなど、地域全体で見守っていかうとする体制のことを言います。次に、資料の2ページ目をご覧ください。当市における消費者安全確保地域協議会の考え方となります。当市ではすでに重層的支援体制整備事業を困りごとマルっとサポートセンターを中心に実施されております。今回、みなさまにご了承いただきましたら、このうちの包括的相談支援事業のネットワークを焼津市消費者安全確保地域協議会に位置付けたいと考えています。次に、資料の3ページ目をご覧ください。協議会設置の事務フローと効果となります。①の気づきから⑤の継続的な見守りまでの流れについては現在も重層的支援体制整備事業において同様に実施されているものとなります。なお、今回の手続きにより処理の流れがより明確となるとともに、個人情報に関して個人情報保護法等の例外規定の活用により、消費者被害の発見や継続的な見守りについて効果的に実施できるようになります。また、事例等の共有についても今後、さらに強化していきたいと考えています。なお、くらし安全課では消費生活に関

する相談業務を月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで3人体制で実施しており、併せて多重債務相談に関する調整も行っています。現在も生活保護関連や地域包括支援センター経由の相談を受け付けています。また、4ページ目は当連携の技術的指導に関して令和3年10月に厚生労働省より通知が発出されていますので、参考に抜粋してあります。以上が説明となります。趣旨等をご理解いただき、ご了承いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(小林会長)

事務局からの説明が終わりました。それでは消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）につきまして、質問等がありましたらお願いします。

(石川英委員)

何か問題があった場合には警察の生活安全課などが対応すると思うのですが、具体的には何を想定して、この協議会でどんな例を考えているのでしょうか。

(進藤くらし安全課長)

被害にあわれた方につきましては市役所の相談窓口や警察に相談し、必要に応じてそれぞれの機関が協力して対応していると思いますが、例えば、多重債務などの生活困窮については多重債務の問題だけを解決しただけでは一時的には解決しますが、その方のその後の生活に繋がって行かないため、そうした場合には必要に応じて生活保護や社会福祉協議会に繋げることが必要となります。今までは個人情報という課題がありましたが、今回このような枠組みを作ることによって必要に応じて個人情報を共有できるというような仕組みができます。その点が一番大きなメリットとなります。現在の重層的支援のネットワークが変わるものではなく、さらに強化されていくというイメージとなります。

(石川英委員)

窓口が多くあれば消費者には良いことだと思いますが、その道筋をしっかりと周知していく必要があると思います。また、法律が絡む話になると思いますが、認知症の方などで騙されている方が私の患者でもいますが、そういったものをそちらで法律的に解決してくれるということでしょうか。

(進藤くらし安全課長)

我々の方で全てできるわけではありませんので、必要に応じて警察や弁護士に入ってもらい、それぞれの機関の持っているスキルを活かしてということになると思います。

(石川英委員)

体系化して進めていってもらえれば良いと思います。

(小林会長)

他にございますか。

包括的相談支援事業のネットワークを焼津市消費者安全確保地域協議会に位置付けたいというものになりますが、委員の皆様、ご了承いただけるということでしょうか。

(全委員)

賛成の声

(小林会長)

以上で、議題の（2）消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）については質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。事務局へお返しします。

## 7 閉会